

## 滞納整理事務の集中化の実施について

関東信越国税局においては、税務署における徴収事務の一層の効率化・高度化の観点から、小規模な税務署（対象署）を対象として、近隣の税務署（中心署）において滞納整理事務を一括して行う施策（滞納整理事務の集中化）を、令和7事務年度は、以下の税務署で実施します。

滞納整理事務の集中化実施署	
(中心署)	(対象署)
宇都宮署	真岡署、氏家署
栃木署	<u>足利署</u> 、佐野署
前橋署	沼田署、中之条署
高崎署	藤岡署、富岡署
<u>熊谷署</u>	<u>秩父署</u>
新潟署	新津署、巻署、佐渡署
長岡署	小千谷署、十日町署
新発田署	村上署
高田署	柏崎署、糸魚川署
長野署	信濃中野署
松本署	大町署
伊那署	飯田署

(注)下線は、本年7月10日（木）以降、新たに実施する税務署を示しています。

### 留意事項

- 滞納整理  
対象署の滞納整理は、中心署の徴収担当職員が実施します。
- 納付相談  
納付相談は、引き続き、対象署の管理運営・徴収部門（一部の署については総務課）において対応します。  
なお、中心署の徴収担当職員が電話により対応させていただくことがあります。